

12月4日から12月10日は人権週間です

# 人権週間特集号

## ストップ! いじめ・虐待

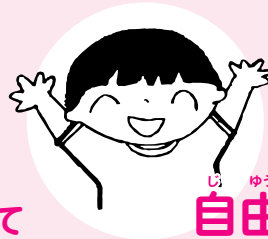
みんなが持っている大切な3つの権利



安心して



自信をもって



自由に生きる権利

この3つの大切な権利を守るためにできること

### いや! NO

「いや!」って言ってもいいんだよ。



ひとりで言えなかったら  
誰かと一緒に言おう。  
友だちの力にもなってあげられるよ。

### にげる! GO

もし、からだをつかまれたり、  
連れて行かれそうになったら  
とにかく逃げよう。



安全な距離や  
特別な叫び声も使ってね。

### はなす TELL

「いや」って言えなくても逃げられなくても  
あなたが悪いんじゃないんだよ。



困っていることを  
話すのは相談。  
してもいいことだよ。  
信じてくれるおとなが現れるまで、  
あきらめずに話し続けよう。

〈ふくちやまCAP パンフレットより〉

福知山市では、「ふくちやまCAP(キャップ)」による  
いじめ根絶のワークショップを小学校で行っています。→次頁につづく

## 平成24年度人権標語応募作品

### 児童・生徒の部

ありがとう たくさん聞こえる まちがすき  
(修齊小学校5年生)

つらいとき いつもみんなが ついてるよ  
(有仁小学校6年生)

もうやめよう その一言が 大切だ  
(夜久野中学校2年生)

### 一般の部

悩んだら 話して 母さん味方だよ  
(育英小学校PTA)

痛くない? 叩いたその手と その心  
(美河小学校PTA)

子の心 受け止め共に 育ち合う  
(成仁小学校PTA)

今年の夏に募集した「人権と平和に関する標語」に、児童・生徒6497点、一般2500点の作品  
を応募していただきました。作品を通して、お互いの人権の尊重と平和の大切さを考え、「人権  
尊重の輪」を広めましょう。  
■生涯学習課 (TEL24-7065・FAX24-4480)

# 平成24年度 いじめ根絶対策事業

～いじめ・虐待を許さない学校、家庭、地域を築きましょう～

人には生きていくためにたくさんの「けんり」(基本的人権)があります。誰もその「けんり」を奪う(侵害する)ことをしてはいけません。

「けんり」が奪われると、みんなどんな気持ちになる？

## 『ワークショップで伝える』



市立小学校での「こどもワークショップ」の様子



### ふくちやまCAP(キャップ)

2003年設立。  
子どもたちが「安心」して「自信」を持って「自由」を選んで生きていける社会を創ることをめざし活動中です。

040・FAX 24・4880) ■学校教育課教育指導係 (TEL 24・7

してきます。  
いじめ・虐待・不登校の増加など、子どもの人権をめぐる状況には厳しいものがあり、社会の大きな変化の中で、自尊心が低くコミュニケーション能力が十分でない子どもが増加しています。このような状況の中で、積極的に子どもたちの人権を守り、育てることが重要となっています。  
この事業では、子どもたちに、自己を尊重するとともに他者をも尊重する心や、あらゆる人権問題を自身自身の問題としてとらえ、主体的に解決を図る意欲や実践力を育みます。本年度は、子ども自身が、いじめ・虐待などあらゆる暴力から自分たちの大切なところからだを守るために何ができるのかを考えるふくちやまCAPによるワークショップを実施しています。

いじめ・虐待・不登校の増加など、子どもの人権をめぐる状況には厳しいものがあり、社会の大きな変化の中で、自尊心が低くコミュニケーション能力が十分でない子どもが増加しています。このような状況の中で、積極的に子どもたちの人権を守り、育てることが重要となっています。

小・中学生のみなさん ひとりで悩まないで！  
保護者のみなさん

『いじめ電話相談』をひらいています

専用ダイヤル TEL24-0031

受付時間 午前8時30分～午後5時  
(土・日・祝日は除きます)

学校で先生や友だちに言えないことやいやなことがあったら、また、子どものことで悩んでおられる保護者のみなさんは、一人で悩まずに、電話して相談してください。

●市役所6階の教育委員会事務局学校教育課で、指導主事(主に学校における教育指導を行う)が、相談に応じます。 ※相談は無料ですが、通話料がかかります。

### 本年度の実施校(予定も含みます)

学校名	おとなワークショップ	こどもワークショップ
	日	日
下六人部小学校	8月24日終了	9月10日終了
大正小学校	9月19日終了	9月25日終了
上六人部小学校	10月10日終了	11月15日
惇明小学校	10月17日終了	10月18日終了
		10月19日終了
昭和小学校	11月21日	11月22日
		11月26日
庵我小学校	11月28日	11月28日
中六人部小学校	12月4日	12月13日

# 人権が尊重される多文化共生社会をつくらう！

★災害時外国人サポーター研修  
を受講してみませんか★

本市と（公財）京都府国際センターでは、府北部での災害時外国人支援体制の構築を目指す取り組みを行っています。

災害時の外国人支援を行ううえで必要な外国語への通訳・翻訳などの基本的な知識や技術を地域のボランティアに学んでいただく「災害時外国人サポーター研修」も開催しています。

## ▼研修開催日のご案内

とき／平成25年1月26日（土）  
午後1時～午後5時

ところ／市民会館（内記三丁目）  
講師／柴山智帆さん  
（多文化共生センター東京）

定員／40人

■問い合わせ／（公財）京都府国際センター（TEL075・342・5050）まちづくり推進課（TEL24・7033）



これまでの災害時外国人サポーター研修の様子

## ★福知山市外国語生活ガイドブックをご活用ください★

現在、本市には約900人の外国籍の人が住んでおられます。

皆さんは同じ地域に住む外国籍の人とコミュニケーションをとることに不安はないですか？

お互いの文化や生活習慣などの違いを認め合い、同じ地域の住民として共に人権が尊重される社会づくりを進めるための架け橋とな

る「福知山市外国語生活ガイドブック」をまちづくり推進課・各支所で配布しています。

また、同内容を市のホームページにも掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

本市では、外国籍市民の人権が尊重される、開かれた福知山市をつくるのが大切だと考えています。

外国籍市民も共に暮らす市民として受け入れるための生活環境の整備や日常生活上の問題の解決を図りながら、国際化を進めていきます。

## 「福知山市外国語生活ガイドブック」

本市で生活するうえでの基本的な情報を英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語で表記されています。



## 人にいちばん近いまちづくり トーク&コンサート

12月の人権週間推進事業として、命の大切さや人権尊重について考えていただくため開催します。ぜひご参加ください。

入場無料、事前申し込み不要です。

とき・ところ 12月13日（木）午後7時～9時  
市民会館ホール（内記三丁目）

テーマ・内容 誰かがあなたを必要としている  
～すべての人生には目的がある～

▼福知山人権擁護委員協議会の活動紹介（午後7時～）

▼トーク&コンサート（午後7時20分～）

出演：市岡裕子さん（ゴスペル歌手）、大久保和慧さん（ピアニスト）  
※保育ルーム・要約筆記・手話通訳・赤外線ループを準備しています。



市岡裕子さん

### その他

●福知山人権擁護委員協議会による人権相談（午後5時～7時、市民会館35・36号室、予約不要）

●生命（いのち）のメッセージ展と人権啓発パネル展（午後6時30分～9時）

※生命のメッセージ展は、12月11日（火）・12日（水）午前8時30分～午後5時 市役所1階ロビーにおいても開催します。

問い合わせ 人権推進室（TEL24-7022・FAX23-6537）

# 認知症サポーター

になって  
みませんか？

全国の認知症の高齢者数は平成22年で280万人であり、65歳以上高齢者人口の9.5%を占めています。全国的に高齢化が進行するなかで、認知症の高齢者も増加していくことが予測されていて、平成37年には470万人に上ると推計されています。

将来推計(年)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
認知症高齢者 (万人)	280	345	410	470
高齢者人口に 対する比率	9.5%	10.2%	11.3%	12.8%

○将来推計人口に、平成22年9月の認知症高齢者割合を性別年齢階級別に乘じた推計(厚生労働省)

## 認知症とは？

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために、記憶障害や見当識障害、理解力や判断力の低下などのさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態を指します。近年では、早期診断、早期治療によって、認知症の進行を薬で遅らせることが可能になっています。

認知症の症状に最初に気付くのは本人です。今まで簡単に出来ていたことがうまくいかなかったり、もの忘れで失敗をしたりすることが多くなり、さらに、他人から言われても思い出せないもの忘れが重なる、大きな不安を感じるようになります。誰よりも苦しみ、悲しんでいるのは本人なのです。

※見当識障害とは：時間、場所、周囲の状況など自分のおかれている環境が正しく認識できない状態

## 認知症サポーターとは？

自分や家族が認知症になる可能性

は誰にでもあります。身近な存在として認知症や認知症の人の気持ちを理解し、認知症の人の困っていることに、ちょっとした手助けをするところが、その人には大きな援助になります。交通機関やお店など、まちのあらゆる場所に、温かく見守り適切な援助をしてくれる人がいれば、自分でできることも増えるでしょう。その役割を担うのが「認知症サポーター」です。

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族を支援する人です。「認知症サポーター養成講座」を受講し、受け取っていただく「オレンジリング」が認知症サポーターの証です。



認知症サポーターの証  
「オレンジリング」

平成17年度に、全国で100万人の認知症サポーターを養成することを目指して始められ、現在では34

0万人以上がサポーターになっています。本市でも2436人が、地域の集まりや職場研修で認知症サポーター養成講座を受講し、それぞれの場で活躍していただいています。特別なことをしていただく必要はありません。認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症サポーターとして認知症の人やその家族を見守る活動を始めてみませんか？

## 認知症に関する相談窓口

認知症サポーター養成講座についての問い合わせ先

### 【福知山市地域包括支援センター】

中央包括支援センター(市役所内)	TEL24-7073	FAX22-9073
東部包括支援センター(三和支所内)	TEL58-3010	FAX58-3013
西部包括支援センター(夜久野支所内)	TEL37-1108	FAX37-5002
北部包括支援センター(大江支所内)	TEL56-1106	FAX56-2018



駐車場のマーク

# 京都おもいやり駐車場 利用証制度

パーキング・パーミット  
～Parking Permit～

## 京都おもいやり駐車場利用証制度とは

障害や高齢・難病で歩行が困難な人、または、けが人や妊産婦で一時的に歩行が困難な人など本当に必要な人に利用証を交付して、車いすマークの駐車場を利用いただくための制度です。

利用できる駐車場には、「京都おもいやり駐車場」の表示をしています。福知山市内では、市役所・各支所などの公共施設をはじめ、金融機関、商業施設など86施設で利用できます（平成24年9月現在）

※この利用証は路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。

平成24年4月1日から、京都府以外の25県でも利用証の利用が可能になりました。

### ○制度参加県

岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、福井県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※各県によって駐車場のマークが少し異なります。

## 交付対象となる人

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人、その他診断書などにより歩行や乗降が困難と認められる人

※ただし等級などにより、ご利用いただけない場合があります。



利用証

## 申請手続き

### ○必要書類

- ①申請書（申請窓口で配布のほか、京都府ホームページからもダウンロードできます）
- ②本人確認書類（障害者手帳、介護保険被保険者証、母子手帳 など）

### ○市内の申請窓口

京都府中丹西保健所福祉室（篠尾新町一丁目91、TEL22-5766・FAX22-4350）

詳しくは、申請窓口や、福知山市役所1階（社会福祉課）に備え付けてありますパンフレットをご覧ください。下記の問い合わせ先にご確認ください。

## 問い合わせ先

京都府健康福祉部 福祉・援護課（TEL075-414-4551・FAX075-414-4615）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/>

京都おもいやり

検索

■社会福祉課（TEL24-7017・FAX22-9073）

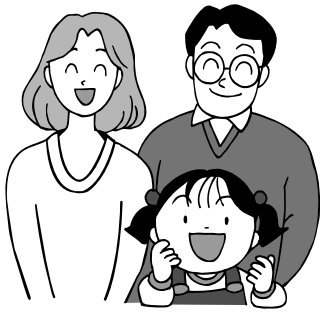
# 子どもたちが豊かな人生をおくるために、私たちができること

児童虐待の相談件数は増加の一途をたどり、平成23年度の全国の相談件数は、5万9000件にも及びます。

児童虐待は、子どもの心や身体に深刻な影響をあたえるばかりでなく、時として尊い命を奪うことにもつながりかねません。

虐待に関する報道などを見ていますと、「子どもが言うことを聞かないので：」「しつけのつもりだった」といった虐待に至る理由が述べられることがあります。

子どもたちを育て、導くのは大人の務めです。今一度、しつけについて考えてみましょう。



## 叱ると怒るの違い

子どもは、自分自身の欲求や感情を上手にコントロールすることができません。成長に従い学んでいる途中だからです。

**しつけとは、子どもに社会のルールやマナーを教えることです。**子どもが自分自身をコントロールできるように訓練させ、自立して生きていくために必要な情報や知識、技能などを教えていきます。

**しつけにおいて、「叱る」という行為は非常に重要なものです。**

子どもが間違った行いをしたときには、きちんと叱り、それが間違いだとして理解するようにしなければなりません。**叱るということは子どもたちに、「なぜしてはいけないのか」「なぜしなければならぬのか」を伝え、理解させることです。**

しかし、子どものことを考えているつもりが、いつしか日々のストレスや、子育てへの不安、子どもが思うようにならないといったイライラから、怒りの感情にとらわれ、叱る

行為が感情のはけ口となってしまうことがあります。

感情に任せた威圧や、暴言・暴力では、子どもたちは恐怖を感じ、萎縮はしても「なぜいけないのか」を理解することはできません。そのため、同じような間違いを繰り返し、保護者の怒りの感情をエスカレートさせることがあります。

ただ「怒る」だけでは、十分なしつけの効果が得られないばかりか、子どもたちのからだや心に取り返しのつかない傷跡を残しかねません。

## 上手な叱り方

### ◆叱るときは、子どもの目線で

人は、見下ろされて話しかけられると、威圧感を感じてしまいます。その感情が返って反抗的な態度を引き起こす場合もあります。

**子どもを叱るときは、子どもと同じ目線で、目を見て話しましょう。叱る側の愛情が伝わるはずですよ。**

### ◆叱る理由をきちんと説明する

「とにかくダメ！」「お店の人や他の人が」怒るからダメ！」ではなく、なぜいけないのかきちんと説明しましょう。

**叱る側が感情的になったり、八つ当たりなど自分の都合で叱らないようにしましょう。**

### ◆自分の言葉で反省させる

子どもの言い分を聞かずに頭ごなしに叱るのではなく、「なぜ、したのか（しなかったのか）」を説明させ、それがなぜいけないのか、どうすればよいのかを子ども自身に考えさせることが重要です。

くどくどと叱り続けたり、詰問調に問い詰めると、かえって伝えたいことが伝わらず、怒られているという印象しか残らないことがあります。

### ◆子どもの行動を叱る

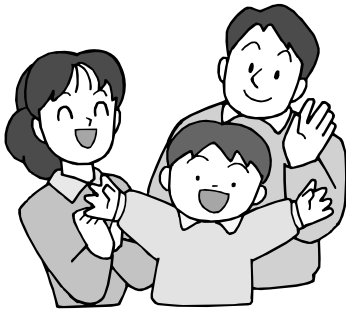
叱る側は、間違った行動に対して叱っているのだから、子どもの全てを叱っているのではないということ子どもに分からせることが必要

です。

子ども自身の人格を否定したり、他の誰かと比較して叱ることはやめましょう。心に深い傷を残したり、比較された子との関係が傷ついたりしかねません。

子どもたちが言うことを聞かなかったり、間違いを犯したとき、怒りや不満の感情を覚えることは特に不自然なことではありません。問題は、その感情をそのまま子どもたちにつけてしまうことです。

叱る前に自分が怒りの感情にとらわれていないか振り返りましょう。子どもと話す前に、一度深呼吸して気持ちを落ち着かせてみてください。



## 上手なほめ方

しつけにおいて、「叱る」という行為が重要なことが「ほめる」という行為です。

「叱る」と「怒る」ことが同じではないように、「ほめる」と「無条件に溺愛し」「甘やかす」ことは全くの別物です。

「ほめる」ということは、子どもが何を考え、何をしたか、きちんと評価してあげることです。

ほめられて育った子どもは、親の愛情を感じ、自分が周りから必要とされているという「自己有用感」を抱くようになります。こうした感情が子どもたちの「自尊心」を育て、自分に自信を持ち、自分を大切に、他人も大切に作る気持ちを育ててくれます。

### ◆ほめるときは子どもの目を見て

叱るときと同様、子どもの目を見て話せば、愛情や親の思いが伝わるはず。何かをしながら、おざなりな態度では、子どもたちに見透かされてしまいます。

### ◆過程や努力もほめる

結果だけをほめるのではなく、何

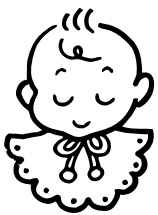
をしようとしたのか、どれくらい頑張ったのかをきちんとほめてあげれば、子どもたちは、周りがきちんと自分のことを理解してくれていると感じることが出来ます。

### ◆当たり前前のももほめる

普段して当たり前前のももほめてあげましょう。特別な言葉をかけなくても、「ありがとう」などの感謝の気持ちを伝えるだけでも十分です。

## 私たちができること

家庭とは、子どもが人生で一番最初に会う「社会」です。ここで、子どもは言葉を覚え、知識を蓄え、さまざまな経験を通じて育っていきます。してよいこと、悪いこと、しつけや生活習慣が身につくのも家庭です。家族、とりわけ親の愛情や優しさ、ぬくもりを一身にうけて、子どもの心は育っていきます。



## 毎月11日は 家族だんらんの日

家族だんらんの日は、家族の絆・人と人との絆・地域の絆を確認しあい、次代の福知山を担う子どもたちの健全育成を推進する取組です。



未来を担う子どもたちが、豊かな人生を送るために私たちができることをそれぞれ考えてみましょう。  
生涯学習課 (TEL 24・7065・FAX 24・4880)

# 差別を見逃さず許さない児童づくり

## 児童館・児童センターでの取り組み

ここでは、乳幼児やその保護者からお年寄りまで、多くの人にご利用いただいている児童館を紹介します。

### 児童館とは

18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びおよび生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成すること



あつまれやんちゃっ子

を目的とした、児童福祉法に規定されている児童厚生施設です。(厚生労働省「児童館ガイドライン」より)

### 福知山市の運営方針は

児童館は、児童の心身の健全な発達を促すとともに、基本的人権尊重の精神に基づき、さまざまな事業を通じて、差別を見逃さず許さない児童づくりに努めます。(「福知山市児童館運営要綱」より)

### 児童館運営の三つの柱

- 児童館では、次の三つを大きな柱としています。
  - 差別を許さない人材育成
  - 子育て支援
  - 住民参加の人権のまちづくり
- それぞれの柱のもとで、次のとおり取り組んでいます。

### 差別を許さない人材育成

同和問題や女性の人権問題など、

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければなりません。  
すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。  
〈児童福祉法第一条(国民の責務と児童福祉の理念)〉



自然にふれあい豊かな心を育てます

差別が無くならない状況の中、近年ではインターネット上での悪質な書き込みといった差別も深刻になっています。  
差別問題の背景には「因習」や「偏見」、「世間体」などが存在しています。

児童館では、これら全ての人権問題の解決のためには、幼児期からの一貫した人権教育が重要と考えています。

### 子育て支援

ます。一人ひとりの子どもに寄り添い、人権学習会などのさまざまな機会を通じて相手を思いやる心を育みながら、差別を許さず、なくしていく意欲と実践力を持った人材の育成を図っています。

平成23年度の児童虐待の相談件数

### 乳幼児ルーム



元気いっぱい遊んでね!





広島平和行動

戦争は最大の人権侵害です

が全国で5万9000件を超え、社会問題となっています。その背景の一つには、核家族化などの理由による「親の孤立化」があります。児童館は、1人で悩んでいる親の相談相手となつてそばで支え、ともに子どもが健やかな成長を見守れるよう、親同士の交流や情報交換の場としての利用促進を図っています。また生後4カ月の赤ちゃんのいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」にも取り組んでいます。

このように、子どもに安心・安全な居場所を提供し、親の就業や社会参画を支援しながら、総合的かつ特

色的な子育て支援施設としての機能を強化しています。

### 住民参加の人権のまちづくり

近所付き合いが少なくなり、地域コミュニティの崩壊、人間関係の希薄さが叫ばれる中、東日本大震災後、「絆」の言葉に代表されるように、人と人とのつながりがあらためて見直されています。

子どもが健やかに育つには健全なまちづくりが欠かせません。児童館はこの視点に立ち、夏祭りや文化祭をはじめとする事業を開催し、地域に積極的に働きかけながら交流の場を提供しています。

また異なる世代、異なる学区、異なる国籍の人との交流を促進し、お互いの違いを認め、違いが豊さを育む人権尊重の「人にいちばん近い」まちづくりを進めています。

### 取り組んでいる事業

児童館では次のような事業を行っています。皆さん、ぜひ参加してください。

#### ○「ひとを大切に作る人材育成事業」

10 児童館合同小学生社会体験交流研修、広島平和行動、人権学習会、

映画・演劇鑑賞、キャンプなど  
○「元氣いっぱいいのびのびサポート事業」  
やんちゃフェスタ、読み聞かせ、各種教室（パソコン、一輪車、陶芸、料理、書道）など

○「出会いふれあい推進事業」  
夏祭り、文化祭、高齢者や外国人とのふれあい、野外体験学習



文化祭

地域間の交流を深めます

#### ■子育て支援課児童育成係（TEL 24・7067・FAX 23・6537）

（※児童福祉法では、児童とは満18歳に満たない人をいいます。）

行っている事業は館によって異なりますので、詳細は最寄りの館にお問い合わせください。

開館日時：毎週火曜日～土曜日  
（日曜日・月曜日・祝日閉館）  
午前10時～午後6時

※南有路児童館は午後1時から開館  
（月曜日・祝日のみ閉館）

施設名	所在地	電話
堀 児 童 館	堀 口	23-5973
前 田 児 童 館	前 田	27-6711
南 佳 屋 野 児 童 館	南佳屋野町	27-5260
丘 児 童 セ ン タ ー	旭 が 丘	23-3549
下 六 人 部 児 童 セ ン タ ー	長 田	27-3299
庵 我 児 童 館	下 猪 崎	23-7309
菟 原 児 童 館	菟 原 下 二	58-4366
額 田 児 童 館	向	37-1217
上 夜 久 野 児 童 館	中 田	38-0552
南 有 路 児 童 館	南 二	57-0612

# DVを知ってくださーい



DVってなに？

DVとは人権侵害であり、

犯罪となる行為です

—DVの被害の深刻化を防ぐためには、  
早期の対応が必要ですよ—

あなたの家庭は、  
安心してくつろげる場所ですか？

—次のような行為はDV（ドメスティック・  
バイオレンス）に見られる一例です—

## 身体的暴力

夫はカッとすると、すぐに手が出る。首を絞められ、意識を失ったこともある。外で髪の毛をつかみ、引きずり回されたり、階段から突き落とされたりした。私と子どもは、夫の機嫌を伺いながら暮らしている。

## 性的暴力

性行為を強要する。避妊に協力してくれない。中絶をするかしないかも夫が勝手に決める。私が拒否すると怒りだすので、逆らわないようにしている。

## 経済的暴力

夫は自分の趣味にばかりお金をつき込み、生活費を渡してくれない。「自分が稼いだお金を好きに使って何が悪い」と言う。私のパート収入と実家からの援助でやりくりをしている。

## 精神的暴力

「お前はバカだ。女は黙って言うことを聞いていれればいい。」などと言って私を見下し、発言権を与えない。壁に物を投げつけたり、私が大切にしている物を壊す。刃物をちらつかせたり、一緒に乗っている車を暴走させたりして脅す。いつ何とき本当に傷つけられるかわからないので怖い。

## 社会的暴力

私が親・きょうだい・友人と付き合うことを禁じ、孤立させる。メールの通信記録をチェックするなどして、いちいち私の行動を監視したり、制限したりする。出かける時は、夫の許可がある。

## 子どもを巻き込んだ暴力

子どもの目の前で暴力を振るう。子どもに私の悪口を言わせる。「子どもを傷つけるぞ」と脅したり、「子どもを置いてお前だけ出ていけ」と言ったりする。子どもが小さいので、私さえ我慢すればよいのだからかと悩んでいる。【子どもがDVを目撃することは児童虐待になります】

DVとは人権侵害であり、

犯罪となる行為です

—DVの被害の深刻化を防ぐためには、  
早期の対応が必要ですよ—

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力や威圧的な態度のことです。

これまで、DVは家庭の中のこととして軽視されてきました。しかし、相手が夫婦や交際相手だからといって、暴力を正当化することは許されません。

悩み・苦しんでいるのは、

あなただけではありません

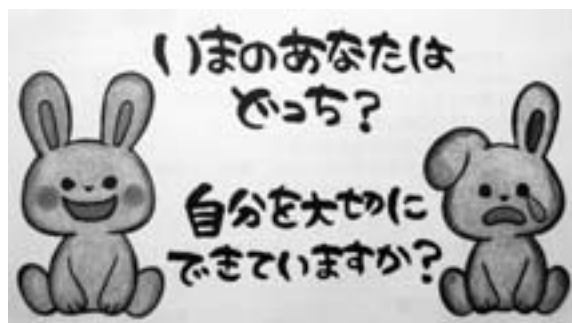
—内閣府の調査（平成23年11月～12月実施）  
によると、左記のとおり、多くの女性が  
DVを受けている実態があります—

- \*女性の約3人に1人は  
配偶者から被害を受けたことがある
- \*女性の約10人に1人は  
配偶者から何度も暴力を受けている
- \*女性の約20人に1人は  
命の危険を感じたことがある

## 相談窓口はこちら

\* 命に危険がある場合は迷わず110番してください。

人権推進室 平日 8:30~17:15	TEL24-7022 FAX23-6537
京都府北部家庭支援センター 平日 9:00~17:00	DV専用電話 TEL22-9911
福知山警察署 24時間対応	TEL22-0110



被害者の人はもちろん、周りに「DV被害にあっているかもしれない」と思う人がいたら、相談してください。 **\* 相談内容や秘密は固く守ります。**

■ 人権推進室 (TEL 24・7022・FAX 23・6537)

DVは、時間がたてばそのうちに解決するというような問題ではありません。  
1人で悩まないで、相談してください。あなたが、あなたらしい感情を持ち、元の自分を取り戻すには、どういう方法があるのかを一緒に考えましょう。



## 女性相談

(女性問題カウンセラーによる面談相談)

\* 相談は無料・要予約

とき / 11月22日(木)  
12月13日(木)  
1月10日(木)  
2月14日(木)  
3月7日(木)  
3月21日(木)

ところ / 人権推進室 (福知山市役所2階)  
予約・問い合わせ先 / 人権推進室 男女共同参画推進係 (TEL24-7022・FAX23-6537)

はばたきネットワークと人権推進室では、パープルリボンを作成し、配布していますので希望される人は人権推進室までご連絡ください。  
\* 数には限りがあります。

はばたきネットワークとは  
男女共同参画社会をめざし、地域の中でさまざまな活動をしている女性団体グループです。

毎年、11月12日から11月25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。(11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。)この運動期間をきっかけに女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりに進めましょう。



紫色のリボン「パープルリボン」は、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。  
パープルリボンを身につけることで、運動の趣旨への賛同を表明することができます。

# 情報化社会の光と影

近年の情報処理技術の向上と普及は飛躍的に進んでおり、まさに高度情報化社会と呼ぶにふさわしい時代となりました。

携帯電話はスマートフォン（高性能携帯電話）の急速な普及で、一人で複数台保有することもあり、国内普及率は100%を超え、パソコンも70%以上の世帯に普及しています。

**本市でも、平成22年の人権問題に関する意識調査によると、インターネットを利用して情報を得ていると27%の人が答えています。これは、テレビ、新聞に次ぐ結果となりました。**

インターネットは、もはや一部の人が使いこなす特殊な技術ではなく、だれもが、いつでも、どこからでも情報を発信・取得・交換する日常的なツールとなりました。

また、「アラブの春」とも呼ばれる中東・北アフリカでの民主化運動のなかでは、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス：インターネット上の交流サイト）が大きな役割を果たしたように、社会構造そのものにまで影響を与えるほどになりました。

りました。

しかし、情報技術が急速に向上する一方で、それを使う私たちには、さまざまな課題がつきつけられています。

こうした情報化社会の進展に際し、懸念されるさまざまな問題を、前述の意識調査の結果を踏まえて見てみましょう。

【平成22年人権問題に関する意識調査結果より】 インターネットの利用や、情報化社会の進展に関して、あなたが問題であると考えられることは何ですか？（自分の意見に最も近いものを3つ以内で選択）

回答項目	対総回答者数比
根拠のない噂や真実でない話がネット上に流れ、皆が影響される	62.82%
暴力的、性的、反社会的な内容など有害な情報が氾濫し、誰もが簡単にみることができる	50.97%
個人情報などが流出する	47.41%
ネット上の掲示板などに差別的な意見や表現が匿名で書き込みされる	39.33%
詐欺や性犯罪などの犯罪行為に巻き込まれる	26.83%
音楽や動画など著作権を無視した違法なコピーをする	6.03%
特にない	12.28%

（総回答者数 928人）

根拠のない噂や真実でない話がネット上に流れ、皆が影響される

**62.82%**

インターネットには、世界からさまざまな人がアクセスし、情報を発信しています。インターネット上の百科事典「wikipedia（ウィキペディア）」や、質問・相談サイトなどのように、多くの人がそれぞれの情報や知識を共有することにより、知りたいたい情報を瞬時に手に入れることができます。

しかし、そうした情報の中には、勘違いや誤解、根拠の曖昧な噂などが含まれている可能性があるだけでなく、他をおとしめるため悪意をもって発信されている情報もあります。

また、携帯電話の普及もあり、発信された情報は従来では考えられないほど瞬時に大多数に届くようになりましたが、東日本大震災後のデマメール（意図的な虚偽メール）のように、それが悪用される場合もあります。

間違った情報や特定の意図を持つて発信された情報に踊らされないようにするためには、その情報の根拠となる資料を確認し、確認の取れないものはむやみに信じない、そして自分が情報を発信する場合は、信頼にたる根拠に基づき正確であるか、自分が偏見や先入観をもって、事にあたっていないかを再度確認する必要があります。

暴力的、性的、反社会的な内容など有害な情報が氾濫し、誰もが簡単にみることが

**50.97%**

利用できる環境と、ごく簡単な基礎知識さえあれば、誰でも自由に情報を発信できるインターネットには、実にさまざまな種類の情報があふれています。

そうした情報の中には、有益な情報もあればそうでないものもあります。特に問題となっているのが、過激な暴力表現や暴力行為を助長するような内容のもの、わいせつなポルノ

情報や売春行為・性犯罪につながるもの、非合法な行為を請け負うサイトや違法薬物の情報など、いわゆる有害情報と呼ばれるものです。

**有害情報は、その内容自体も問題ですが、子どもたちに与える影響が特に懸念されています。**

**過激に誇張された表現を鵜呑みにし、間違った知識や偏見・先入観を抱いてしまう可能性や、児童ポルノや売春行為、違法薬物の標的とされてしまう危険性が考えられます。**

有害情報から子どもたちを守るには、こうした情報に触れさせないことが必要です。

インターネットを利用しながら、有害情報だけをシャットアウトする方法として「フィルタリング」と呼ばれるものがあります。フィルタリングは保護者や携帯・インターネットの通信事業者などが、有害と評価したサイトへのアクセスや利用を制限するものです。使用するパソコン、携帯電話に設定することにより、保護者の同意なしに有害とみなされるサイトへのアクセスをできなくします。

しかし、こうしたフィルタリングも設定したまま、後は無関心では意味がありません。子どもたちが無断でフィルタリングを解除したりしな

いよう、パスワードなどはしっかりと管理するとともに、しっかりと子どもたちとコミュニケーションをとり、どのようなことに興味を持ち、どのような目的でインターネットを使っているのか把握しましょう。



個人情報などが流出する

47.41%



行政、民間を問わず、インターネットを利用した情報配信だけでなく、ショッピングや申し込み受付などのサービスの提供が増えています。

しかし、こうしたサービスを提供するためにやり取りされる名前や住所、口座番号などがインターネットに漏洩する事件があとを絶ちません。

個人情報の漏洩は、ミスや技術的なトラブルのほかにも、悪意を持って行われる場合もあります。

漏洩を防ぐためには、コンピューターウィルス対策ソフトなどでセキュリティを高めるとともに、信頼のおけないサイトは見ない、不用意に個人情報のやりとりをしないなどの注意が必要です。

また、ブログ（日記）やSNS、ツイッター（短文発信サイト）といった情報サービスで自分や他人の個人情報を流出させたり、プライバシーを侵害する事件も増えています。

一度インターネットで流出したデータは、不特定多数が取得しコピーを繰り返す可能性があるため、たとえずぐ削除したとしても、ほとんど情報が拡散する危険性があります。

インターネットを利用していると、非対面・匿名性といったその特徴から、ついそれが現実世界で不特定多数の人が見ているということを忘れてしまうことがあります。

インターネットの中とはいえ、現実社会となら変わりはありません。ルールやマナーを守り、節度を持って利用するという心がけが重要です。

■生涯学習課（TEL 24・7065・FAX 24・4880）

## インターネット人権相談窓口のお知らせ

法務省の人権擁護機関では、インターネット（パソコン・携帯電話）から相談を受け付けています。

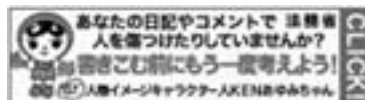
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話用  
QRコード



インターネット人権相談

検索



# 人権と平和について学ぶ

— 私たちにできること —

## 人材育成

沖縄人権文化体験研修 『8月18日(土)～20日(月)』

日本で最大の地上戦の行われた沖縄の歴史や文化、戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶため、市内の高校生4人が沖縄人権文化体験研修に参加しました。自らができることを考え、行動できる人材の育成をめざして毎年実施しています。

現地を訪れた参加者は、沖縄戦跡や米軍基地、平和祈念資料館などの見学をして、①平和と人権の尊さ ②戦争と差別の関わり ③沖縄の持つ今日の問題などについて学びました。



**参加者の感想** 今回の研修で一番印象的だったのは、病院が治療をする場ではなく“人を殺す場”となっていたこと。戦争は生きたいと思う人の命、これからの人生、夢などを奪ってしまう。命を大切に、笑顔で生きていきたい。



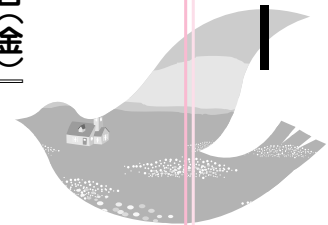
**参加者の感想** 被爆の体験を語り継げる人が少なくなっていくなかで、どうやって次の世代に伝えていけるのかということが、これからの私たちの課題だなと思いました。

## 平和学習

広島平和行動 『8月5日(日)～7日(火)』  
長崎平和学習の旅 『8月8日(水)～10日(金)』

本市の中学生・高校生が被爆地広島・長崎での平和学習に参加し、平和と人権の尊さについて学びました。この取り組みは参加者とともに「恒久平和のまち福知山」を確かなものにするため、毎年実施しています。

「長崎平和学習の旅」では、原爆投下日に平和祈念式典に参列しました。また、青少年ピースフォーラムに参加し、全国から集まった青少年と一緒に平和について学習し交流を深めました。広島では自分たちが考えた平和行動を行いました。



# わたしたちは宣言します

—平和・人権を大切にするために—

平和な世の中にするために私たちにできること

1. 命を大切にする
1. 笑顔を大切にする
1. 人とのかかわりを大切にする
1. 困っている人がいたら声をかけ合い助け合う
1. お互いの意思を尊重して違いを認め合う

↓  
気づき・考え・行動する



長崎

(福知山平和大使)

福知山淑徳高等学校	芦田 紗希さん
京都共栄学園高等学校	佐藤 彩水さん
京都共栄学園高等学校	田中 季野さん

沖縄

(福知山市人材育成リーダー)

福知山淑徳高等学校	辻本 美裕さん
福知山高等学校	谷尻 彩さん
中丹支援学校高等部	藤田 翔平さん
福知山成美高等学校	中川 朋さん



- 人間一人一人を平等に見て、どんな理由であれ差別しない
- 人の笑顔を大切にして幸せな世界を築く
- 戦争を知らない人たちに真実を伝える
- 正しいことは正しいと言えるようにする
- 今ある命を大切にし、生きている幸せをみしめる

広島

「広島平和行動」では、本市の中学生がさまざまな平和のための行動をしました。

ピースメッセージ



世界各国から集まった、被災者の追悼と、平和を願う多くの人から「ピースメッセージ」をいただきました。また、自分たちの平和に対する思いを伝えることができました。

ダイ・イン



広島に原爆が落とされた8月6日午前8時15分に、原爆ドーム周辺の地上に横たわり、被爆者のこと、原爆のことを思いながら、すべての核や戦争に対して行動を行いました。

■生涯学習課 (TEL24-7065・FAX24-4880)  
■子育て支援課 (TEL24-7067・FAX23-6537)

■人権推進室 (TEL24-7022・FAX23-6537)

# 身元調査お断り運動

## ～身元調査をなくしていくために～



身元調査（聞き合わせ）とは、結婚や就職のときに、興信所などの調査業者に依頼したり、知人や近所の人などへ聞き合わせて、本人の知らないところで、個人に関する情報を調べることをいいます。

この行為は、単にプライバシーの侵害であるだけでなく、国籍や社会的身分、家柄、職業、出身地、宗教、信条などを理由に人を避け、排除する目的で行う差別行為です。

**戸籍などの不正取得事件** 戸籍法や住民基本台帳法では、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・行政書士・弁理士・海事代理士の国家資格のある8業士は、職務上必要な場合に戸籍謄本などを取得できる権限が与えられています。しかしながら、その権限を悪用して戸籍謄本などを不正に取得し結婚差別や債権に絡む身元調査が行われていることが明らかになりました。平成23年11月、愛知県では市民や県警職員の戸籍謄本が不正に取得され、脅迫や嫌がらせなどに悪用されました。また、同年7月には、鹿児島県において、不正に取得された戸籍謄本が偽造パスポートや偽装結婚などの組織犯罪に使用された可能性があることがわかりました。

## 住民票・戸籍謄本など 第三者に不正取得はさせない！

## 10月1日から登録型の「本人通知制度」を始めました

「本人通知制度」は、本市に住民登録や本籍のある人が、事前に登録しておくことで、代理人または第三者に住民票の写しなどが交付されたときに、通知を受ける制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得により個人の権利侵害防止が期待できます。

**この制度は、不正取得と、特定の人物による権限の悪用を未然に防ぎ、市民のみなさんのプライバシーを守るものです。ぜひ、登録をご検討ください。**

### ①登録できる人

福知山市に住民登録または戸籍がある人  
(過去にあった人)

### ②登録期間(通知する期間)

登録日の翌日から起算して3年を経過した日

### ③対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本または抄本、これら住民票・附票の除票および除かれた戸籍

### ④通知する内容

交付年月日、交付証明書の種別、交付枚数、交付請求の種別（代理人または第三者の別）  
※この制度は、交付されたことを通知するもので、交付請求者の名前、住所は通知しません。また、交付を差し止めるものではありません。

### ⑤通知されるまでの流れ

- 事前に市役所に申込登録してください。  
【登録に必要なもの】  
運転免許証など本人確認できる書類  
※手続きの詳細は、事前に窓口にお問い合わせください。
- 代理人・第三者に③の証明書が交付された場合、交付した事実を④の内容に基づいて、後日、登録者に通知します。

### ⑥受付窓口

- 市民課(市役所1階・内記三丁目・TEL24-7014・FAX23-9780)
- 三和支所(千束・TEL58-3001・FAX58-3013)
- 夜久野支所(夜久野町下町・TEL37-1101・FAX37-5002)
- 大江支所(大江町中央・TEL56-1101・FAX56-2018)

**【用語説明】 戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票** 戸籍簿に記載されている内容のうち、全員の写しを取ると「戸籍謄本」となり、個人を特定して抜粋すると「戸籍抄本」になります。また、戸籍簿とともに作成される「戸籍の附票」には、戸籍簿作成時点からのすべての住所が記載されています。